

## 第6回新潟州構想検討委員会

- 1 日 時：平成24年5月1日（火）13：00～14：00
- 2 会 場：新潟県庁 西回廊 講堂
- 3 出席者：北川 正恭 座長（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）  
敦井 榮一 委員（新潟県商工会議所連合会会頭）  
池田 弘 委員（新潟経済同友会代表幹事）  
仙石 正和 委員（新潟大学副学長）  
内山 節夫 委員（新潟経済社会リサーチセンター理事長）  
渡辺 景子 委員（新潟いのちの電話後援会事務局長）  
泉田 裕彦 新潟県知事（報告書提出時のみ出席）  
篠田 昭 新潟市長（報告書提出時のみ出席）
- 4 概 要：○ 新潟州構想検討報告書（案）について

北川座長： それでは、第6回検討委員会を始めます。よろしく願い申し上げます。

前回の委員会でご説明したとおり、本日は、今までの委員会を総括し、本検討委員会の報告書（案）について議論をしていただきます。委員の皆さまのご理解が得られれば、この後、知事と市長に報告書を提出させていただきたいと考えております。

なお、田村委員が4月20日に辞表を提出されました。従いましてこの場におられません。辞任に至りましたことは誠に残念です。熱心にご審議に参加いただいた田村委員のご意見は傾聴に値するものも多々ございますので、今後、次なる推進本部等が開催されれば、田村委員のご意見も尊重していただきたいと思います。

それでは早速議題に入らせていただきます。資料1が報告書（案）、資料2がその資料編、そして資料3が概要版ということでございますが、内容を一括して事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは資料1から説明させていただきます。はじめに目次をご覧ください。構成につきましては前回お示ししたとおり、第1章から第5章までとなっておりますが、委員の皆さまの意見を集約したもの、あるいは北川座長の思いにつきまして、「はじめに」と「おわりに」でまとめていただいております。また第1章の前に新たに序章も加えておりますけれども、これは、「第3章 新潟州構想の目指すべき方向」に記述されておりました構想提起の背景及び目的、さらには具体例からのアプローチの部分につきまして、前出しをして再編集したものでございます。以降、3ページ、序章から順次簡単にご説明いたします。

3ページ、「序章 新潟州構想の背景・狙い等」についてであります。知事と市長が構想提起に至った背景や構想提起の狙いが3ページから9ページにかけて記述されています。特別自治市をはじめとした大都市制度や、効率化ありきの都

道府県合併を前提とした道州制議論、国の出先機関改革で進められる広域的受け皿論など、地方分権・地域主権改革などをめぐる国の動きへの危機感を背景として広域自治体と基礎自治体の役割の再整理を行う中で、広域専門行政の一元化や基礎自治体の自治権の強化を図るため、権限配分も含めた新たな統治の仕組みを求めるものであります。また、この仕組みは地域の多様性を踏まえ、地域が制度を選択できる必要があり、各地域が創意工夫と地域間競争をすることにより、まずは地方から元気を取り戻し、日本全体を活性化させていこうとするものであることなどが記述されております。

次に12ページをお開きください。「第1章 構想の意義・理念」であります。準備会でもご意見をいただき、また、第2回検討委員会での委員のご意見等から、4点にわたって論点が整理されています。まず、「1 日本海側での更なる拠点性の向上」では、人口規模や地理的な立地、交通インフラを含め総合的に考えれば、新潟県は日本海側の中心となるべきであり、今後さらなる拠点性向上を目指すべきこと。また14ページですが、「2 新潟県と新潟市の連携による地域活性化」では、権限と責任を明確化し、各々が最適な住民サービスを提供することが必要な一方で、分野によっては相互の連携を強化し、課題解決を実践することで地域の活性化につなげていく必要があること。また、「3 地方分権、道州制における新潟地域の位置付けの明確化」では、国の出先機関改革での広域受け皿論に対し、新潟県単独でも権限移譲を求めていくこと。効率化ありきの都道府県合併や権限移譲が不十分なままの道州制に対するアンチテーゼとしての位置付け。また16ページ、「4 時代背景など地域の実情に応じた新たな都市のあり方」では、前段に時代背景としての人口減少の実態についての記述を加えましたが、時代背景を踏まえた新たな政策課題に対応し、柔軟に役割分担を見直せる仕組み、各地域の文化、歴史の違いなど、異なる地域特性や社会環境の変化に応じて、都市のあり方も多様な選択肢が必要なことなどが記述されております。

17ページ、「第2章 現状と課題」であります。新潟州構想の意義・理念等を踏まえた4つの視点に基づいて、県市の具体的課題例の検証を行う過程から見えてきた制度的な課題が、21ページにお示しした、「各地域の特性や実情を踏まえない全国一律の大都市制度」の問題、「国・県・市町村の硬直的な役割分担」の問題、「政省令等と条例の関係」の問題でございます。また、24ページの国からの権限移譲、国の出先機関の受け皿としての新潟州の位置付けを明確にするとともに、28ページから、国のアクションプランにどう対応していくべきかという観点で方向性がまとめられております。

33ページをお開きください。「第3章 州構想の目指すべき方向」であります。先ほど全体の構成の中でもご説明しましたが、構想提起の背景及び目的などについては序章に載っております。まず、第2章までのまとめの意味も込めて、「1 新

新潟州構想の骨子」をお示しするとともに、35 ページ、「2 現時点での新潟州」で形だけの議論ではなく具体の課題解決を優先させるとの考え方などが示されています。また 37 ページ、「3 新潟州が目指すべき役割」では、新潟にふさわしい新たな役割分担に向け、広域自治体と基礎自治体の役割分担や、国からの権限移譲の受け皿としての位置付けなどが示されています。また 42 ページ、「4 県民・市民のメリット」では広域・専門行政の一元化による意思決定の迅速化・統一化、基礎自治体の権限移譲による地域の実情に応じたまちづくりの実現、住民の利便性の向上、45 ページには、県市連携による新潟県全体の活性化、46 ページでは、国からの権限移譲による総合力の向上などが示され、48 ページには、「5 その他のメリット」として、行政運営の効率化、行政参画意識の向上などが示されています。また 50 ページ、「6 新潟州構想に今後求められるもの」では、第 3 章のまとめとして、役割分担の整理、住民自治の強化などが示されています。

52 ページをお開き願います。「第 4 章 州構想が目指す制度改革」であります。現状と問題点、あるいは新潟州構想の本質などを踏まえ、制度改革の基本的な方向として条例制定権の抜本的な拡大、多様な自治制度を可能とする仕組み、国からの権限移譲の促進などの 3 点が記述されています。具体的内容につきましては、前回お示ししました資料 3 から大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

62 ページをお開き願います。「第 5 章 円滑な移行のあり方」であります。まず基本認識として、地域特性を踏まえた多様性を前提に統治構造の見直しを行い、迅速な意思決定ができる体制にシフトすることも視野に入れながら、まずは県と市の問題解決を行っていくこと、また、新潟州構想検討連絡調整会議での議論がハローワークの共同提案につながっていくこと、さらには、今後推進本部に発展、昇華させていく中で、いずれは地方版の協議の場という位置付けも考えていくべきことなどが記述されています。なお、資料 2 の資料編は、構想提起から準備会、検討委員会での会議資料をまとめたものでございます。参考資料として作成いたしました。

資料 3 の概要版につきましては、本件の内容を分かりやすく、ビジュアルに要点をまとめたものでございます。今後、県民、市民や関係団体等への説明用に活用していきたいと考えております。以上で資料の説明を終わります。

北川座長： それでは、ただ今事務局からご説明いただきました報告書案についてですが、これまでのご感想や、今後の展望、注意点などについて、お 1 人ずつご意見をいただけたらと思います。では敦井委員。

敦井委員： それでは感想めいた話をさせていただきますが、昨年 1 月に最初に新潟州と

という言葉聞いて、直観的に新潟県と新潟市が合併して、いわゆる道州制の州を単独の県で構成するというイメージを抱きましたが、具体的な姿はなかなか思い描くことはできませんでした。それは率直な気持ちでございます。自民党政権時代に道州制の議論が進んできた過程で、具体的なブロックを念頭に置いた場合、わが新潟県の立ち位置が大変微妙でありましたことから、知事と市長が心配をされたように、わが県の持つ資源や地域の特色を考慮した、いわゆる鶏口牛後として、一県単独州ということもあり得るのかなと思っておりました。単なる合理化を目指した府県合併の議論には安易にくみしないという立場で、全く新しい新潟スタイルと大都市制度を主張された知事と市長の意図はこの報告書にきちんと整序されたのではないかと思います。

また、州という言葉は人によってイメージが異なる言葉でありまして、いろいろな意味でインパクトがあり、大阪、名古屋に伍して新潟の存在感を示したことは、率直に言ってよかったことではないかと思っております。それでこの州構想の提案がきっかけとなりまして、検討を進める過程において県と市の協議が進み、現行のシステムの課題と改めて浮き彫りにしたことは、州構想の一つの成果ではなかったかと思っております。私自身にとりまして、新しい地方自治のあり方をめぐる議論に参加できたことは、大変有意義であったと思っております。以上です。

北川座長： どうもありがとうございました。それでは池田委員さん、どうぞ。

池田委員： 私は、新潟経済同友会としても、州構想の議論に意見を求めようということで、私ども内部でいろいろ議論をしてやったところで、新潟は本当に4、5カ所のブロックにいつも組分けされて、その中に放浪していたという、非常に危機感がありました。道州を全国に8つだとか9つだとか、その中の新潟さえ解決すればこの提案も非常にまとまるんだがなあという、座長さんとか識者のお話もございました。そういう構想の中で、当然、今の時代の背景から首都圏とつながるべきだとか、北陸であるとか東北であるとか、某電力さんは絶対新潟は東北だとか言っておられるとか、いろいろ議論を聞きながら、新潟が自立なくして組み込まれていくという危機感というのが私ども経済人にありました。その中にこの構想が持ち上がり、官民に上げて議論できる場ができたということは素晴らしい。

100年ぐらい前、新潟は人口も納税額も日本最高で、国を支えてきたがどちらかというと裏日本という位置づけで、非常に難しい立場にある。だけど、局面は大きく転換しておりまして、それはアメリカとの取引が十数パーセントになり、中国を主体とした東アジアとの取引が俄然増え、本来なら明治維新の位置付けからいけば、日本海側の優である新潟がポジショニングを取るはずだ。それが今までの考え方、今までの流れの位置付けとしての、制度の中でのものでしかなかった。

そういう背景の中で、江戸から明治に入った歴史転換の100年、たかが100年強前ですね。その転換期から見ると、今大きく転換したにもかかわらず、残念ながら、国の制度、地方自治の制度のあり方がその延長で議論されているということなのです。それは財政的な問題、いろいろな問題。その中で、新潟が、地理的、地政学的には完全に日本の窓口、日本海側の窓口ではなくて、日本の大きな窓口として、交易的にもいろいろな立場的にもあるはずなのに、そこが残念ながら、国の中では議論されていない。そういうことを提案するという意味では新潟州構想というのはすごく大事だと感じています。

もう一つが、これからの時代的背景でないかと。折しも東日本大震災が起り、新潟の安全とか安心ではなくて、国自体の構造のあり方に対して、大きく提案されたはず。一つは、太平洋側ベルト地帯で、もし、大きな天災なり、原子力の人災というものが起こったときに、日本海側が国土の軸となると言われていますが、その軸は断続的にストップしている。残念ながらそういう状況の中で、日本を安全に守るという意味では、災害だけじゃなく、例えばインフルエンザ。あれだけパニックになったインフルエンザが、もし強毒性だったらおそらく首都圏や関西などで、国が存続するかどうか分からないぐらいの死者が発生したのではないかと。そう考えた場合に日本海側の位置付けが重要になる。これから推進本部で盛り込んでいただきたいのは、新潟の安全とか災害の対策だけではなくて、国の代替地というかサブの政府なり、サポートするシステムということで日本海側を位置付けるべく提案をしていただきたい。もしくは、そういうことに見向いてもらうというこの検討委員会は素晴らしい道筋だったのではないかと思います。そういう意味で、これからどのように地方分限・地域主権が進むかということ、新潟で議論を進めるということは素晴らしいことだと思いますので、この委員会も素晴らしい検討委員会だと評価させていただきます。

北川座長： どうもありがとうございました。それでは仙石委員。

仙石委員： 今、お2人の方が申されたことに賛成なのですが、さらに付け加えるとなると、この新潟州構想のイメージというのが多分まだできていないと思います。これをもう少し考えようとしたとき、地域の多様性を踏まえて、多様性にマッチするような自治の方式があるんじゃないかという考え方があり、そういう意味では走りながら考えざるを得ないんだらうなということが今回の結論だと思います。ですから、現時点で明確なものというのはなかなか出しにくいということではないかと思いました。

その中で、今後のことを考えたときに、これから深めていただきたい議論というのを申し上げさせていただきます。何度も申し上げたのですが、これから起

こるであろうということが明らかに予想されることと、予想できないことと両方ありまして、明らかに予想できることに対しては、それに対してどのように対応するのか具体的に議論すべきと思います。このことは時間軸上での議論と言うことで北川先生がよく言っておられましたけども。例えば、人口減少は明確ですから、予想できることに対して、この構想がどういうふうになっているのだろうかというあたりのことが、議論がされていなかったのではないかという気がしました。

さらに、考えておかなければいけないかなと思うところは、地方分権・地域主権がどんどん進んだときに、本当に自立できるのか、自立についてどのように価値判断・評価するかということも大切だと思います。現状の制度を変えることによって、どんな影響が出てくるかということをよく見極めないと、ただ単に、例えばここが儲かるとか、儲からないとかいうのではなくて、その波及効果も考慮する必要があります。それがアウトカムズとしてどうなるのかというのをきちんと評価しないと、結局非常に分かりにくい議論になるのではないかと思います。

その中で一番重要なのは、報告書の最初のほうにも書いてありますが、住民自治、自己決定力が大きくなれば非常によくあるんだという夢を実現するために、優れた人材をどうやって地域で育成していくかということだと思います。自己決定力と人材とは、重要なカギになるのではないかと思います。前回も申し上げましたが、県庁とか市役所の中で、知事・市長だけでなく、職員が一丸となりベクトルを合わせられる形にしないと、結局枠組みをある程度つくったとしても、うまくいかないということになりかねませんので、そこも重要なポイントとして考えていただければと思います。以上です。

北川座長： ありがとうございます。それでは内山委員。

内山委員： 率直な感想を申し上げますと、当初をふりかえりますと、よくぞここまで来たなというのが私の実感でございます。その理由を少し申し上げますと、そもそもこの新潟州構想の目的というのが3つございまして、一つには県と政令市の二重行政を排除して効率化を図ることがありましたでしょうし、それからまた、政令市が有する行政機能、高度な行政機能、これを全県に波及させる。これが2番目でした。それからもう一点は、基礎自治体の自治権の強化ということがあったのではないかなと思っております。

この先どうなるのかなという要因なのですが、ここで特に二重行政の排除ですとか、あるいは権限の一元化にかなり焦点が当てられてクローズアップされたがゆえに、新潟州構想は県と政令市の話なんだと。他の市町村はあまり関係ないなというような見方がかなり多かったのではないかと。私自身も少し戸惑いが

ありました。全県と考えた場合にはどう考えればいいのか。その辺がありましたので、この先どうなるかなということにつながったわけですが、ただ今回のこの報告書を読んでおられますと、いいことが書かれておりました。政令市あるいは県都には、ほかの市町村にはない高度な行政機能が存在すると。例えば、特別高度救助隊もその一例なのですけれども、港湾ですとか空港といったインフラも集中している。こうした高度な行政機能は新潟市だけではなくて、県全体の財産として有効活用していくべきなのだと。この州構想の背景には、こんなことがあるんだということをお市町村の皆さんにもよくご説明し、具体例を挙げる中でやっていくなれば、この新潟州構想というのは、もっともっと進んでいくのかなという気がしています。

それから、この議論を通して有意義だったというのは、一つには二重行政の排除議論の中で、あえて新潟州構想までいかななくても、現状の制度の中で効率化を図れる部分があるのではないかと、という議論があった結果、県と市がお互いに一緒になっていろいろ検討をした。これはまさに番外編なのですけれども、今回の大きな成果の一つなのではないかなと思っていますし、さらにこれの具体的な成果を今後期待したいと思っています。

それから、権限の受け皿づくりの観点なのですけれども、国の出先機関の管轄区域が全国的に最も錯綜している。これは多分、県民であれば皆さんがそうだなと思うところだと思います。これにより新潟は受け皿論で取り残される。こんなリスクも皆さん心の中にお持ちなのじゃないかなと思っています。従いまして国からの効率化ありき、あるいは不十分な権限移譲、この辺に対しまして新潟からアクションを起こしていくと。これは大きく評価できることなのではないかなというふうに思っています。

それからもう一つ、これは先ほどの池田さんの話にもありましたけれども、本構想の意義の一つに新潟の発展成長があるわけですが、日本海側での拠点性の向上が議論されてきました。そこへさらに、東日本大震災を機に新潟の重要性がクローズアップされたところでして、県民の皆さんも東日本大震災をとおして、新潟の重要性というのをさらに深く認識されたのではないかと思っています。従いまして、この拠点性の向上につきましても、今後さらなる具体的な行動が必要なのではないかなと思っています。

北川座長： どうもありがとうございました。それでは渡辺委員さん。

渡辺委員： こうして1冊の形になりましたが、内山先生もおっしゃいましたように、具体例がまだ乏しいところがありまして、ずっと出席している私でさえも、これはどういうことなのだろうかと、4時間ぐらいかかってこれを読むということがあ

りました。それでも、今までよりも分かりやすく、目指すものが形に近づいたものと思えました。私などは拙い知識で普通の目線でというふうに最初にご挨拶申し上げたのですけれども、それでもワーキング会議でいろいろ皆さん方と提案させていただいたことが、具体的でなくとも、ずいぶん考慮されているということで、よかったと思います。

ただ、本当に分かりにくいと思うのです。今までの会議での発言内容も全部公開はされているのですが、あれを読んでも、すぐにこういうことが話し合われていて、目指すところはこうなのだというふうに分かる方というのは少ないと思うのです。

今後は県市の事務局の方々には分かりやすい広報の仕方を考えていただいて、場合によっては、県知事、市長が出て、皆さんで意見交換をしていただければ、またさらにいろいろな意見が寄せられて、関心と理解と味方が増えてくると思います。その辺りをお願いしたいと思います。

北川座長： どうもありがとうございました。それぞれの委員の先生方にご発言いただきましたが、もう少し言い足りないことがございましたら、ご発言いただければと思っています。

池田委員： いろいろご発言を聞いていると、今やれること、もしくは進められることがいくつかあると思うのでどんどん進めていく。ただ、それを進めるにあたって条例だとか、国の仕組みのあり方に関して、一地方自治体から声をあげていくというのは、新潟州構想が出た時点では、大阪や名古屋で出たぐらいであったのが、全国の地方自治体の波になってきたということは素晴らしいことだと思うのです。そう考えますと、もう一歩進んで、ぜひ道州制なり、国のあり方の議論の中で、新潟はこういう考え方でやっているんだという、道州のあり方みたいなものを並行して構築をして提言をしていただく。それが国の議論の中に大きく影響を与えるところまで、これから進んでいただきたいなということを期待しています。

北川座長： ありがとうございます。今、分かりづらいとか、あるいは具体的に新潟が見本となるか、いろいろなご意見もいただいて、この報告書の中に大体書いてあると思いますが、改めてのご意見として受け止めさせていただき、資料1～3までのとおりにもとめさせていただいて、報告書にすることでよろしいでしょうか。ご意見ございませんか。

ありがとうございます。それでは冒頭にご説明をさせていただきましたとおり、この後、知事と市長にこの会場に来ていただいて、この報告書を提出させていただきたいと思います。

このように報告書を取りまとめさせていただきましたが、いろいろな意味で、この国は転換期にあるのだと思います。知事と市長が昨年1月に「新潟州構想」という旗を立てられ、何とか地方分権、地域主権改革を進めたいということで、私も座長を受けさせていただきました。

委員の皆さま方におかれましては、それぞれのお立場でこの新潟州構想についてお考えをいただき、熱心にご議論をいただきましたことに、改めて感謝をさせていただきたいと思います。本日、報告書を取りまとめることができたのも皆さまのお陰と感謝を申し上げて、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきましたと思います。誠にありがとうございました。

司会： 本日は、北川座長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては誠にありがとうございました。この後、泉田知事と篠田市長がこの場にまいります。北川座長から報告書を提出していただきます。それまでの間、しばらくこの場でお待ちいただければと存じます。以上をもちまして第6回新潟州構想検討委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

司会： それでは、ただ今から新潟州構想検討委員会の検討報告書を泉田知事と篠田市長に提出いたします。泉田知事、篠田市長はステージ前に移動をお願いいたします。委員の皆さまには、座長のお隣にご移動をお願いいたします。それではお願いいたします。

北川座長： 本日、検討委員会の最終のまとめをさせていただき、この報告書を提出します。

#### < 報告書授受 >

それでは今提出させていただきました報告書について、私から簡単に説明をさせていただきます。

先ほど、第6回の新潟州構想検討委員会を終了し、昨年7月からこの検討委員会で積み重ねてきた議論の成果を取りまとめさせていただきました。報告書、資料編、そして概要版の3部で構成しております。それなりに大作となっておりますので、主に概要版について説明をさせていただきたいと思いますが、その前に、こちらの報告書の「はじめに」の部分に、全体の哲学といいますか趣旨が書いてありますので、これを、まず朗読をさせていただきたいと思います。

「はじめに」。平成23年1月25日、泉田新潟県知事と篠田新潟市長が共同で記者発表を行った。「新潟州構想」の始まりである。

構想の提起に至った知事と市長の狙いや背景については、後述することとするが、折しも大阪や中京で「都構想」が提起される中、「なぜ新潟で」というのが、当時の受け止め方の大勢だったと思われる。

今、我が国、とりわけ地方は閉塞感に覆われている。国家財政も危機に瀕している。その現状を変えるためには、対処療法ではなく、根本治療が必要である。

新しい仕組みに変革していくのは、相当な困難を伴う。しかし、今こそ、この国のパラダイムを中央集権体制から地方分権、地域主権へと変換し、国家依存型の考え方から、地方が主体的に発案し、創意工夫していく時代へと飛躍させなければならない。

「新潟州構想」は、地方から、そして新潟からこの国の形を変えていく一つの試金石である。

既存概念にとらわれ、諦めるということが、これまで中央集権から地方分権、地域主権への転換の大きな障害になっていた。地方分権、地域主権型社会の確立を目指し、それに挑戦していくために、あるべき方向性を描き、そこから課題を整理していくとこも一つのアプローチとしてあり得るのではないか。

当然のことながら、課題が多いのも事実である。しかしながら、それを克服しなければ、明日の地方分権、地域主権時代は到来しない。そのためにも、具体的にできるところから始める中で、二重行政のムダがあれば、それは省いていき、そして着実に実行体制を整えるという「新潟モデル」を示していくことが必要なのである。

新潟州構想検討委員会は、平成 23 年 7 月 9 日に発足した。約 10 カ月の間に、6 回にわたり委員会を開催し、本日、この報告書を取りまとめるに至った。この間、6 回の委員会だけでなく、田村委員、内山委員、渡辺委員のワーキングなども通じ、精力的に協議を積み重ねてきたところである。

世界の変革スピードは、非常に早い。

10 年後、20 年後の新潟を考えたとき、現状の国依存体質のままでいいのか、それとも地方の自立を指向するのか、それは最終的には新潟県民・新潟市民の判断によるところであるが、「新潟州構想」の提起を契機として、これからの自治体はどうあるべきかを考える土壌ができた意義は大きい。

また、とかく対立しがちとなる都道府県と政令市が、「新潟州構想」によって、共通の課題を協議し合い、県民・市民により良い行政サービスを提供するために方向性を共有していく環境が整いつつあることも、また大きな成果である。

しかしながら、こうした成果も、構想全体の中ではまだ始まりにすぎず、その意味では、「新潟州構想」はまだ緒に就いたばかりとも言える。

この報告書が、今後の地方分権・地域主権改革や、大都市制度、広域自治体のあり方など、地方自治を取り巻く様々な議論に一石を投じるとともに、県民・市

民の間で、今後の新潟のあるべき姿を考える素材になれば幸いである。

概要版に移っていただいて、簡単に説明をさせていただきます。

序章として、知事、市長が構想提起に至った背景や構想提起の狙いを2ページから4ページに書かせていただきました。大都市制度や地方分権、あるいは道州制などの進展状況を踏まえ、自己決定力を高め、競争力ある自治体をつくるために、国、広域自治体、基礎自治体の新たな統治の仕組みを作ろうということが一つ。そして、その仕組みは地域の多様性を反映させたものであり、各地域が競い合い、日本全体を活性化させていこうとするものであります。また、この検討委員会のアプローチについて、5ページに検討項目と検討体制を入れさせていただきました。以下、当初設定した検討項目に沿って第1章から第5章までまとめてございます。

6ページの、「第1章 構想の意義・理念」につきましては、この検討委員会の前身の準備会でもご意見をいただいたところでございますが、記載のとおり4点にわたってまとめさせていただきました。7ページから11ページの、「第2章 現状と課題」については、私からも、特に県と市にいろいろと指示をしたところでございますが、4つの視点に基づいて県市間の課題を整理する中で、一つは制度的な課題をあぶり出すことと、もう一つは、第3章に出てくる、県民・市民のメリットを導き出すこととしました。また、国からの権限移譲につきましては、地域主権改革戦略会議のアクションプランにどう対応していくべきかという観点でまとめさせていただきました。

次の12ページから19ページまでの、「第3章 州構想の目指すべき方向」については、第2章までのまとめの意味を込めて、新潟州構想の骨子を示すとともに、現時点での新潟州として課題解決を優先させていくという考え方を示しています。また、広域自治体と基礎自治体の新たな役割分担や、国からの権限移譲の受け皿を14ページと15ページに目指すべき役割としてまとめていただきました。さらに県民・市民のメリットを16ページと17ページに、行政のメリットなどを18ページに書き込んで、第3章のまとめとして、役割分担の整理と住民自治の強化が今後求められるものとして挙げさせていただきました。

20ページと21ページは、「第4章 州構想が目指す制度改正」でございます。現状と問題点、あるいは新潟州構想の本質などを踏まえ、制度改正の基本的な方向として、地域間競争が可能となる環境の整備、そして、決定機関を住民に身近なところに置くということを主眼に、条例制定権の抜本的な拡大などの3点を、州構想が目指す制度改正として挙げさせていただきました。

最後の22ページから25ページまでは、「第5章 円滑な移行のあり方」でございます。まず基本認識として、地域特性を踏まえた多様性を前提に、統治構造の見直しも視野に入れつつ、まずは県と市の課題解決を行っていくこととし、連絡

調整会議がハローワークの共同提案につながる、そして、今後、推進本部に発展させていく中で、いずれは、地方版の協議の場というフィールドへと展開していただきたいということでございます。

以上でございますが、もう一度、報告書の方に戻っていただきまして、「おわりに」で委員の先生方の意見を集約した形でまとめさせていただきましたので、これも朗読をさせていただきたいと思っております。

「おわりに」。今、我が国はターニングポイントにある。

人口減少社会の到来、円高・デフレ下での経済の持続、東日本大震災などの相次ぐ災害の発生、今後の社会保障費の増大を見据えた税と社会保障の一体改革、等々、右肩上がりの時代から低成長時代となった今、いかに今後の日本の発展を考えていくのかが国民共通の課題となっている。

このような時代環境の中、現在の日本の統治構造も、このままでいいのか、二重行政、三重行政が指摘され、現政権の事業仕分けに象徴されるように、中央政府、地方政府とも、ムダをなくした効率的な行政体制を国民は求めているのではないだろうか。

地方分権・地域主権改革が進められる中、官だけでなく、官と民の新しい関係である「新しい公共」といった概念も生まれ、今後のそれぞれの役割は、ますます複雑・多岐にわたってきている。

折しも、国では第 30 次地方制度調査会が「大都市制度のあり方」を取り上げ、その議論、検討が進んでいる。また、東京以外での都区制度の導入を可能とする法案が、平成 24 年度通常国会で審議される見込みとなっている。

泉田新潟県知事と篠田新潟市長が提起した「新潟州構想」は、先手を打って中央集権から地方分権、地域主権への転換を図ろうとする地方発の挑戦であり、日本海側における新潟県全体の拠点性を向上させ、明日の新潟をより良くするために、現状を打破しようという試みだとも言えよう。

当然ながら、乗り越えなければならないハードルは高い。しかし、地方が自ら考え、創意工夫しながら自ら行動していくという姿勢は大事にしたい。

したがって、この構想の火は決して絶やすことなく、職員も一丸となって「地方から日本を変える」という気概で取り組まれるよう、強く期待するところである。

この構想が何を目指した、どういう改革なのか、ご理解いただければ幸いです。

新潟州構想検討委員会座長 北川正恭。

として、皆さんの意見をとりまとめて「おわりに」というところで表明をさせていただきます。

以上、概要版を基に簡単に説明をさせていただきました。詳細は本編の方に書かせていただきましたので、お二人にはよくお読みになっていただき、今後の参考として活用していただければと思います。

なお、本日この場に田村委員さんがいらっしゃいませんが、辞任されたということで、私の運営がいたらなかった点は改めてお詫びを申し上げ、反省をしているということでございます。知事と市長には、この構想が決して皆が賛成ということではなく、いろんな意見があるということも十分ご理解いただいて、今後の新潟州構想の推進につなげていただきたいと思います。

各委員さんからも、これまでの総括や、今後の県と市に望むことなどについて、改めまして、一言ずつお話いただければと存じますので、まずは敦井委員さんからよろしくお願いいたします。

敦井委員： では、一言申し上げます。この構想が2人の意図するところを汲んで報告書がまとまりましたが、まさにこの後どうするか。次のステージにおきましても、お2人がベクトルを合わせまして、国の考えや他の府県の動きを見ながら、住民のための地域主権の実現を目指していただきたいと思っております。

そのためには、まず議員の方々をはじめ、県庁、あるいは新潟市役所の職員の方々に、この報告書の内容を十分浸透していただいて、他の市町村や県民、市民に対する、いわゆる伝道者となっていただくよう、努力をお願いしたいと思っております。もちろん現行法では縛られて何もできないという意見もございましょうが、国からの改正案の提示を待つものではなく、どの部分を改正すれば突破できるのかを十分検討していただいて、法律の改正はやるぞという気概を持って、あるいは姿勢でもって、職員皆さん、日々業務に臨むよう、働きかけていただきたいと思っております。明治維新後の廃藩置県から140年、地方自治体法の制定から65年経た現在、現代社会や経済が実態に合わないことが多々あるかと思っておりますが、ぜひこの行政を進めていただきたいと思っております。以上です。

北川座長： それでは池田委員さん。

池田委員： まず、知事と市長がこうやって2人でお並びになっていただくというのは、新潟県民、市民にとって素晴らしいことではないか。それもまた議論をとおしながら一つのベクトルを合わせていただくというのは、今の混迷している時代では大切なことではなからうか。その大きな構想として新潟州構想は、素晴らしいベクトルを持っていただいたと思っております。

私ども新潟経済同友会では、過日、300万人構想、100年後に300万人となる活性化した新潟にしてほしいという提言をさせていただきました。そういうベースになりますのは雇用の場であり、雇用の場ということになりますと、間違いなく産業政策ということになるわけです。それを進めていくに当たって、様々な国の制度に関して変革をお願いしていただきたいと思います。とにかく行政は制度とか法律とかということをご提案しがちですが、新潟モデルを提示し、それが国の施策の中に取り入れられ、発言権を得るようになるためには、毎年、毎年、人口増であったり、人口の動向であったり、経済指数が上がっていることを示すしか方法はないと思っています。これを官民挙げて実践をして、課題を一つずつ課題を克服しながら、数年見せていくことが、新潟モデルを採用していただける大事なポイントだと思いますので、知事と市長で力を合わせて実践をしていただければと思います。

北川座長： ありがとうございます。それでは、仙石先生、よろしいですか。

仙石委員： 敦井さんが言われたようなことを申し上げたいのですが、これからこの案を具体化していくときに、知事と市長を先頭としたベクトル合わせというのは非常に重要だと思います。そうでないと、一番心配しているのは、枠組みらしきものをつくってみたけれど、結局何も変わらないという可能性もあります。そのために旗印が必要だし、枠組みのほかに、先ほどアウトカムズの明確化の必要性を述べさせていただきましたが、目標、評価、成果、を明確にすることが必要と思います。枠組みだけつくって、結局何も起こらなかったという場合が非常に多いので、そこは是非やっていただきたいと思います。さらに、時間的余裕がないと思うので、スピード感も非常に重要なのではないかという気がいたします。

その中で、若干不安があるとすると、これからこの作業がバトンタッチされて新潟州構想推進本部に進むことになると思うのですが、そこでは県と市のお役人さんの偉い方が中心になられると思います。これらの方々には非常に優秀な方々なので、問題点は明らかにできるのですが、実現するときには民間の力をお借りするとか、何らかの工夫をしていただいて、苦難を乗り越えていただきたいと思います。枠組みをつくって、議論をしてみて、細かなところしか実現できずやはり駄目だねということにならないようお願いしたいと思います。

北川座長： ありがとうございます。それでは内山委員さん、お願いいたします。

内山委員： 検討委員会は、ここで終了する格好になるわけですがけれども、私は、議論が終わったわけではないと考えています。むしろ、今火が付いて、ようやく具体的

に動き出した段階なのではないかという感じがしております。今ほど仙石委員からもお話がありましたとおり、推進本部に移るわけですけれども、ここでさらなる各論での検討、それと具体化に向けての動きに期待したいと思っております。

実は、現状では本構想に対しまして、ネガティブあるいは無関心な県民、市民も多くいらっしゃいます。今回の新潟州構想の発想が、形の上で県と政令市が一体化されて二重行政の解消を目指すばかりではなく、実は、より良い行政サービスの提供を目指しているということが新潟州構想の裏にあるんだということを、県民、市民の皆さんによく説明していく必要があるのかなと思っております。従いまして、県民、市民の理解が、今後、新潟州構想を進めていく上での大きなポイントの一つになるのかなと感じております。

州構想が、新潟市だけではなく他の市町村にどのような影響、変化を与えるのか。これを具体的な事例を通して示し、その上で議論を進めていくということではないのかなと思います。こうすることによって、他市町村の理解も得られ、この新潟州構想そのものが大きく進んでいくということになるのと思っておりますので、よろしく願いいたします。

北川委員： ありがとうございます。それでは渡辺委員さん。

渡辺委員： 推進の本部ではより良い方向に、早く、スピード感を持って形を示していただきたいと思えます。内山委員や皆さんもおっしゃられたように、是非、広報の仕方を考えられて、県知事の言葉と市長のお言葉で皆さんに分かりやすい方法で知らせてください。お願いします。

北川委員： ありがとうございます。それではお2人から、一言ずつご発言をいただきたいと思えますが、今、報告書をお渡したばかりなので、中身をよくお読みをいただいてからということですが、この委員会にも出席いただいておりますので、ご感想を決意を、まず泉田知事からお願いします。

泉田知事： 本当はお忙しい中、北川座長はじめ各委員の先生方には、新潟州構想について議論をまとめていただきましたことを、まず深く感謝を申し上げます。

今日は全員一致ということにならなかったのですが、新潟州構想を提起しなければならなかった行政の実態と、それから県民・市民の皆さまにお伝えすることの難しさ、ギャップというものも同時に感じています。

今回、こういう形でまとめていただき、思いを文書に、形にいただいたということで、今ほどご指摘をいただいた県民・市民の皆さまと対話をして、何が問題で、どうサービスが良くなって、新潟の未来にどう活かせるのかということ

を、これから一生懸命コミュニケーションを取らせていただきたいと思います。

最近のバス事故で感じているところも含めて感想を申し上げますと、統治構造、ガバナンスをどうするかということは、確かに県民・市民から見えにくいのですが、同時に、県民・市民から行政が機能しているということがいかに重要なことかということを感じた例が、関越道で起こったあのバスの事故でした。DMATの出動まで2時間半かかったということが報道されています。なぜそうなるのか。チェックをしている最中なのですけれども、費用負担を誰がするのかということと、現場を持っているのが誰なのかということとが分かれているということだと思います。消防が医療機関に直接出動要請すれば、ストレートなのでしょうけれども、市町村の消防が費用負担しないことが直接できるのか。もし、東京消防庁という組織だったら2時間半も本当にかかったのだろうか。費用負担、行政のガバナンスと、現場を知っているところ、その必要性が分かっているところが判断をされていると円滑にいかない可能性があるということだと思います。

特別高度救助隊ということも当初申し上げました。結局、終戦後の統治の中で内務省の解体が行われ、その結果、緊急時にどう対応するかというものが、必ずしも円滑に構築されないまま現在に至っているというのも当然あります。

一方、港湾行政、道路行政については、国から地方に移管すると、政令市と県で地域割になって管轄が分かれてしまうという問題も、政令指定都市制度というのは包含をしています。広域行政、緊急、それから新型インフル等のいざというときの危機管理を含めて、今の体制というのは必ずしも良くない。

私は、国土交通省にいたときに物流担当をしていました。戦前、港湾については国営だったのですが、戦後は日本が国力を付け過ぎないようにということで、地方自治体に管理権を移譲したということもありました。結果として、どういう形で管理するのがより良いのかということは、時代背景で違ってくるということなのですが、少なくとも、統治構造のあり方全体を見直していく時期にあるのだろうと思っています。

報告書の中に書かれているデフレ、円高、競争力低下、それから久しぶりの貿易赤字の計上という中で、地域の明日をどう切り開いていくかというときに、それに対応できる政府のあり方、広域自治体と基礎自治体のあり方、そして、いかに自己決定ができる体制をつくっていけるかなど、多方面にわたって課題を抱えているという状況だと思っています。明日を切り開いていくための統治構造のあり方について、この報告書を踏まえて、今後、まずは新潟市としっかりと現状を改善する中で、波及効果をより広く進めていくということに力を注いで、合意が取れるように努力をしてまいりたいと思います。

報告書の中でもご指摘をいただいていますように、大都市制度と同時に、道州

制の議論が惹起をされていて、新潟県という国の出先機関の管轄区域が錯綜する地域が、どのようにして今後着実に発展できる体制を構築していくのか。大都市問題と道州制の議論というものを横目に見ながら、新潟州構想を推進していく必要があると思っています。座長からもご指摘がありましたように、そう時間が多いわけではない。議論が急速に進む中で、県民・市民の皆さま方の合意の確立をするように努力してまいりたいと思います。委員の先生方に精力的にとりまとめていただいたことを、改めて深く申し上げます、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

北川座長： ありがとうございます。それでは、篠田市長、お願いいたします。

篠田市長： まず、私の方からも委員の皆さまにこのように素晴らしい報告書をまとめていただき、そのご努力に対して深く感謝申し上げます。また、座長そして各委員からご発言があったことについては、大変重要なことばかりだったと思っております。知事、市長がベクトルを合わせて、それが県民・市民のためになるように具体的な生活指標といいますか、経済数値というものを出していくことが大事であるというのは、その通りだと思います。

また、今回構想検討委員会を閉じたことで、論点はかなり立ち上げていただいたと思っていますけれども、これをさらに県庁、市役所の各職員が意識改革をしながら、県民・市民のために前進をしていくんだということ、枠組みはこうなっているから仕方がないということは、推進本部での議論では許されないということについてもその通りだと思いますし。また、スピード感というお話もございました。スピード感を持って、そして分かりやすく、まずハローワークなど、1つでも、2つでも、具体的に新潟の提案が国を変えていく。それがまた、県民・市民にとってメリットになっていくということを示しながらやっていく必要があると感じております。

新潟はいろいろな災害に対応し、緊急的に行政が動いていかなければならない、命を少しでも救うために何をすればいいのかということについて、かなりシビアな体験をしていると思います。その中で今のやり方に疑問を持たざるところをなしとしない。新潟だからこそ問題提起をできる部分があると思いますし、市民の安心安全というもの、それと地域の豊かさというものを追い求めていく。この両方が必要だと思いますし、新潟はそれを提起するにふさわしい土地柄であると確信を持って進んでまいりたいと思います。

今回、検討委員会を前倒しに終結していただいたということは、推進本部を立ち上げて早く動きなさいという、皆さんの大きなメッセージだというふうに思いますので、そういうものをしっかりと受け止めて、役人同士の議論にならないよ

うに、県民・市民にとってどうすればよくなるのかという議論をすることが一番必要とされている。

また、われわれはそのために新潟州という、新しい旗を掲げて進んでいるわけでございますので、この新しい新潟から掲げた旗が全国にインパクトを与え、全国で制度改革、多様な大都市制度を実現する。そのためには、広域自治体との役割分担ということが欠かせないので、このステップを踏まずして、道州制もあり得ないわけですから、われわれは新潟からやはり国のあり方、地方自治、地域自治のあり方をつくり出すということで、皆さまからのご努力に報いるように、最大限、知事と共に頑張りたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

北川座長： どうもありがとうございました。ぜひ、覚悟とスピード感を持って、徹底的にリーダーシップを発揮していただくようお願いしたいと思います。とりわけ、県民や市民の皆さん、職員もそうですが、議会の皆さま方、あるいは他の市町村の皆さん方、あるいはいろいろな団体の皆さん、その皆さん方と十分に議論を積み重ねていただいて、浸透させて具体の成果を挙げていただくよう、委員会を代表して、お2人に強く要望を申し上げて、この報告会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員の皆さん、本当にありがとうございました。